

市民文教委員会

教職員課

## 教職員の懲戒処分について

教職員の懲戒処分について、ご報告いたします。

教職員の不祥事の発生により、市民の皆様にご迷惑をおかけし、学校教育への信頼を大きく損ないましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。教育委員会といたしましては、教職員の懲戒処分を重く受け止め、引き続き、市民の皆様の信頼回復に全力を挙げて取り組むとともに、教職員の綱紀の粛正に万全を期すよう、学校に指導してまいります。

なお、被処分者の属性については、本市の懲戒処分に関する基準に則り、氏名及び学校名を出さない形で報告させていただきます。

- 1 被処分者 浜松市立小学校 技術職員（給食員） 60歳台 女性
- 2 処分年月日 令和6年8月30日（金）
- 3 処分の内容 戒告
- 4 概要 令和6年7月10日、学校給食の調理中に落下破損させた調味料の瓶から調味料を投入し5～10mm大のガラス片を給食に混入させた。  
その後、教育委員会が実施した聴取において、当該事実を認め、調味料の投入に際し目視により確認を行い、問題がないと判断したため管理職等への報告を怠っていたことを認めたもの。
- 5 処分の理由 当該行為は、給食を時間内に提供しようとして調理を行う中で起きた行為であり、故意に行われたものではないものの、瓶を落下させた時点で相談・報告が行われていれば発生していなかったものである。  
具体的な被害は発生しなかったが、自己判断の甘さにより児童及び保護者に不安を与え、浜松市の給食への信頼を低下させたことは看過できない。（地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止規定に抵触）  
よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に基づき戒告処分とするものである。
- 6 関係者の処分 これまでの勤務態度等から本件を予測することは困難であった。日ごろから給食の安全についての啓発を行い、研修も受講させていた。しかしながら、自校において、児童の食の安全がおびやかされる事案が発生しており、今後こうした事態を防ぐためにもより一層の注意啓発を図る必要がある。  
こうしたことから、管理監督職員として所属校校長を厳重注意とする。

## 7 対策等

- ・ 7月12日に保護者会を開催し、本事案の発生を報告するとともに謝罪を行った。
- ・ 当該校にて異物混入防止の作業フローを今一度見直し全職員に共有を図るとともに、管理職への報告の徹底を確認した。
- ・ 7月30日に給食関係職員（給食員、栄養教諭等）及び給食委託先事業者を対象として臨時説明会を開催し、教育長から本事案の概要説明及び再発防止にむけた訓示を行った。また、衛生管理の徹底を図るグループワークを実施した。
- ・ 8月8日に臨時校長会議を開催し、全校校長に対して食の安全を守ることの重要性と各校における責任者としての自覚を持ち、所属教職員にも安全意識を徹底させることを改めて指導した。
- ・ 9月以降年末までに給食関係職員を対象に異物混入の防止、衛生管理の徹底を図る研修を複数回実施していく。